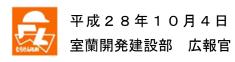
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

報 道 機 関 各 位



## 国道37号白鳥大橋通行規制期間変更のお知らせ

室蘭開発建設部では、白鳥大橋の長寿命化の一環として、9月5日(月)から舗装補修工事による通行規制を実施しているところですが、通行規制期間を下記のとおり変更しますのでお知らせします。

通行規制により、道路利用者の皆様には大変ご不便をおかけしておりますが、規制解除までの間、引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。

記

- 1 規 制 期 間 (規制終了日の変更)(変更前)平成28年9月5日(月)~平成28年11月30日(水)(変更後)平成28年9月5日(月)~平成28年10月14日(金)15時
- 2 変 更 の 理 由 舗装を撤去したところ、鋼製の橋の上面(舗装下)の錆が広範囲 で確認されたことから、補修方法の見直しが必要となり、これに伴 い、今年補修する範囲(延長)を縮小する必要が生じたため。
- 3 工事規制区間 国道37号室蘭市陣屋町〜祝津町(白鳥大橋 L=2.6km) ※工事規制区間に変更はありません。
- 4 規制予定時間 工事に伴う各日の時間帯の通り抜け方向に変更はありません。
  - ・6時~15時 祝津方面へ通行可 (陣屋方面へは通り抜けできません。)
  - 15時~22時 陣屋方面へ通行可 (祝津方面へは通り抜けできません。)
  - 2 2 時~翌 6 時 交互通行

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 室蘭開発建設部

室蘭道路事務所 所長 和田 芳明 電話 0143-85-3135

道路整備保全課 課長 小野寺 仁 電話 0143-25-7047 (ダイヤルイン)

室蘭開発建設部ホームページアドレス

http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/